

伊丹市DV防止・被害者支援計画

～第3期 伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画～

令和2年（2020年）3月

伊丹市

ごあいさつ

本市では、2011年度から2020年度までの「伊丹市総合計画（第5次）後期事業5ヵ年計画」に基づき、「多様性を認め合う共生社会」の実現に向け、人権尊重のまちづくりや男女共同参画の推進に取り組んでまいりましたが、この共生社会実現の妨げになる要因として、配偶者等からの暴力(DV)があります。DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。



これまで、2009年6月には「伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画」（第1期計画）を、2015年3月には、2019年度までを計画期間とする第2期計画を策定し、関係機関と連携しながら、啓発等によるDV防止の取組や、被害者の相談、保護、自立まで切れ目のない支援に努めてまいりました。

一方で、2015年度に行った「伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査」の結果によると、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力のいずれかを受けたことがあるDV被害経験者は、約4人に1人(24.8%)となっており、なお多くの被害者がDVに苦しんでいる現状があります。

このような状況を踏まえ、伊丹市男女共同参画審議会の審議を経て策定しました、第3期計画「伊丹市DV防止・被害者支援計画～第3期 伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画～」では、デートDVや将来のDVを防ぐための若年層への啓発の強化を含む9つの重点施策を掲げ、被害者の相談、保護、自立支援と啓発に、一層取り組むことといたしました。

今後も、DVを許さない、あらゆる世代が安心して暮らせるまちを目指して、市民の皆様や関係機関等との連携を、より一層強化しながら、本計画を着実に推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました伊丹市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、ご意見等をいただいた多くの皆様に心よりお礼申し上げます。

2020年3月

伊丹市長 藤原保幸

目 次

第1部 基本的な考え方

1	計画策定にあたって	1
(1)	策定の趣旨	1
(2)	計画の位置づけ	2
(3)	計画期間	2
(4)	計画の策定経過	2
(5)	計画の評価	2
2	現状と課題	3
(1)	DVに関する現状(平成27(2015)年度市民意識調査結果より)	3
(2)	相談等の状況	5
(3)	第2期計画(平成27(2015)年度～31(2019)年度)における取組状況と課題	7
3	「伊丹市DV防止・被害者支援計画」(第3期計画)の体系	9

第2部 基本方針と基本目標及び施策の展開

1	基本方針	10
2	基本目標及び施策の展開	
	基本方針Ⅰ 相談・発見・通報体制の充実	
	(基本目標1) 相談体制の整備と充実・周知	12
	(基本目標2) 早期発見・通報体制の充実	14
	基本方針Ⅱ 迅速で安全な保護体制の充実	
	(基本目標3) 保護命令等に関する情報提供及び手続き等の支援	16
	(基本目標4) 被害者の心身の安全の確保	16
	(基本目標5) 被害者に関する情報の保護	18
	基本方針Ⅲ 自立支援体制の充実	
	(基本目標6) 行政・司法手続きの際の安全の確保	19
	(基本目標7) 住居の確保に向けた支援	20
	(基本目標8) 生活の安定に向けた支援	20
	(基本目標9) 心身の回復に向けた支援	21

(基本目標 1 0) 就労に向けた支援	2 2
(基本目標 1 1) 同伴児童等への支援	2 3

基本方針Ⅳ DVを許さない社会づくり

～教育・啓発及び人材育成と連携強化、調査・研究の推進～

(基本目標 1 2) 市民への啓発の推進	2 5
(基本目標 1 3) 学校等における教育・啓発の推進	2 6
(基本目標 1 4) 被害者支援に係わる人材の育成と資質の向上	2 7
(基本目標 1 5) 関係機関との連携推進	2 8
(基本目標 1 6) 民間支援団体との連携・協働の推進	2 9
(基本目標 1 7) DVに関する調査研究の推進	3 0

資料編

<資料①> 用語解説	3 1
------------	-----

<資料②> 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	3 3
----------------------------------	-----

<資料③> DV被害者の相談・支援等の流れ（フローチャート）	4 1
--------------------------------	-----

第 1 部 基本的な考え方

1 計画策定にあたって

(1) 策定の趣旨

配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）は、日本国憲法が保障している基本的人権を踏みにじり、DV被害者（以下「被害者」という。）の生命、身体ばかりか、その精神にも重大な危害を与える犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。同時に、DVは被害者の心身のみでなく、その家庭で育つ子どもの心身の成長と人格形成にも深刻な影響を与える児童虐待にも当たる行為です。

また、被害者は多くの場合女性であり、その背景には固定的な性別役割分担意識や女性差別に根ざした構造的問題が潜んでいることがあります。DVは、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。

こうしたDVの被害をなくし、人権の擁護と男女共同参画社会の実現を図るためには、DVを防止し、被害者を保護するための不断の取組が必要です。

国は、平成13年（2001年）4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定し、DVに関する通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備しました。平成16年（2004年）12月の改正法では、国による基本方針の策定及び都道府県による基本計画の策定が義務づけられ、平成19年（2004年）7月の改正では、市町村も国の方針に即し、都道府県の基本計画を勘案した市町村基本計画の策定が、努力義務に位置づけられました。平成25年の改正では、法律の名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）に改められ、同法律の適用対象が、生活の根拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に拡大されました。

その他、平成26年（2014年）11月の「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（以下「リベンジポルノ*防止法」という。）や平成29年（2017年）6月改正の「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（以下「ストーカー規制法」という。）の全面施行など、関連する法律の整備が進みました。

また、県においては、平成31年（2019年）4月に第3期計画の改定が行われました。

本市は、平成12年（2000年）に関係課からなる「伊丹市DV被害者支援事業ネットワーク」を設置し、平成19年（2007年）には専門のDV相談員の配置を行うとともに、関係機関の連携体制づくりを強めてきました。

平成21年（2009年）6月には、被害者を早期発見し、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図ると同時に、市民一人ひとりが、DVは身近にある重大な人権侵害であることをよく理解して、DVを容認しない社会の実現に向け、各般の施策を総合的・体系的に取り組んでいくため、「伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画」を策定しました（第1期計画）。

平成22年（2010年）には、伊丹市配偶者暴力相談支援センター「伊丹市DV相談室」（以下「DV相談室」という。）の業務を開始し、身近な行政主体における支援の窓口としての役割を果たしてきました。

さらに、平成27年（2015年）3月には、第1期計画の改定を行い、名称を「伊丹市DV防止・被害者支援計画」と改称しました（第2期計画）。

このたび、本市におけるこれまでのDV対策の取組や課題を検証し、県や関係団体・施設、民間団体等との連携をさらに深めながら、本市のDV対策を推進するため、第3期計画としての改定を行います。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、「配偶者暴力防止法」第2条の3第3項の規定に基づく、伊丹市の基本計画です。

さらに、「第2期伊丹市男女共同参画計画」(平成29年(2017年)3月策定)で掲げる基本目標6「女性への暴力をはじめとするあらゆる暴力を根絶する」の実現を目指すための計画としても位置づけ、「伊丹市人権・教育啓発推進に関する基本方針」等、関連する計画等との整合を図りながら施策を推進します。

(3) 計画期間

この計画の期間は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5カ年とします。ただし、計画期間内であっても、計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

(4) 計画の策定経過

本計画は学識経験者、関係団体を代表する者で構成する伊丹市男女共同参画審議会を設置し、審議を行うとともに、パブリック・コメント手続き等により広く市民等の意見を聴いて策定しました。

(5) 計画の評価

今後、必要なDV対策の充実を図るとともに、計画の着実な推進のため、PDCAサイクル※に則り、計画の施策ごとに実施状況の点検・見直しを行い、「伊丹市DV被害者支援事業ネットワーク」等により、本計画の進捗状況について検証・評価を行います。

◆ (用語) 配偶者等からの暴力 (DV) ◆

本計画における「配偶者等からの暴力」は、本計画の策定根拠である「配偶者暴力防止法」が規定する「配偶者からの暴力」(元配偶者、事実婚の相手及び元事実婚であった者からの暴力が含まれます。)のほか、同法が準用される、生活の本拠を共にする交際相手及び当該交際相手であった者からの暴力、さらには、生活の本拠を共にしない交際相手及び当該交際相手であった者からの暴力を含めます。

暴力の範囲については、身体的暴力のほか、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力も含めています。一般的に使用される「ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence)」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではありませんが、近年では、親子間や、高齢者と介護家族の間に生じる暴力と区別され、「配偶者や交際相手など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いため、本計画においては、読みやすさを考慮し、「配偶者等からの暴力」を、「DV」と読み替えることとしています。

【配偶者暴力防止法の「配偶者からの暴力」の定義】

この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下「身体に対する暴力等」という。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

【DVとなり得る暴力の形態の例示】

- ・身体的暴力…殴る、蹴る、引きずりまわす、凶器を身体につきつける、物を投げつける等
- ・精神的暴力…大声でどなる、ののしる、脅すといった言葉の暴力、無視する等
- ・性的暴力…望まない性行為の強要、避妊に協力しない、中絶の強要等
- ・経済的暴力…生活費を渡さない、仕事に就くことを禁じる等
- ・社会的暴力…実家や友人等本人の交友関係や、電話、行動を監視、制限する等

2 現状と課題

(1) DVに関する現状

(平成 27 (2015) 年度伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果より)

①DVに関する被害経験等

伊丹市民のDV被害経験があったとされる割合については、①身体的暴力では約 10 人に 1 人 (9.3%) ②精神的暴力では約 5 人に 1 人 (19.2%) ③性的暴力では約 12 人に 1 人 (8.2%) ④経済的暴力では 4.7% ⑤社会的暴力では約 15 人に 1 人 (6.6%) となっています。(下表 1)

下表 2 の全国調査 (参考) 「男女間における暴力に関する調査 (平成 29 年度)」と比較すると、身体的暴力の割合が、全国より 8.1 ポイント低く、精神的暴力 (全国調査では心理的攻撃) の割合が、5.8 ポイント高くなっています。

表 1

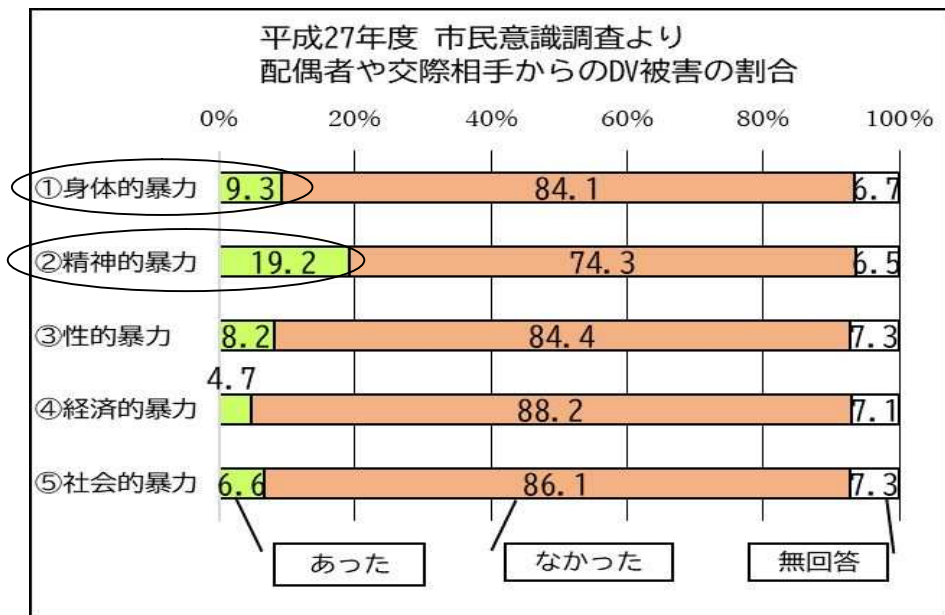


表 2

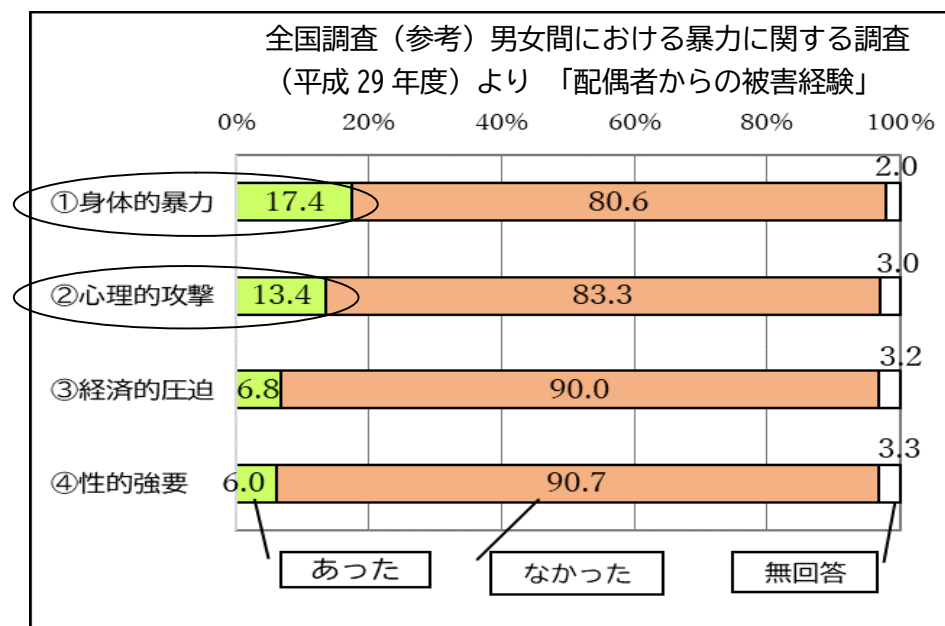


表 2 (全国調査) の②心理的攻撃は、表 1 の②精神的暴力と⑤社会的暴力に相当します。

②被害後の対応について

何らかの暴力被害があった人の被害後の対応については、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が41.9%（全国調査では48.9%）と最も高く、約4割が相談していない状況です。次いで、「友人・知人」への相談の割合が30.9%（全国調査では26.2%）、「家族や親せき」への相談の割合が23.1%（全国調査では28.0%）となっています。

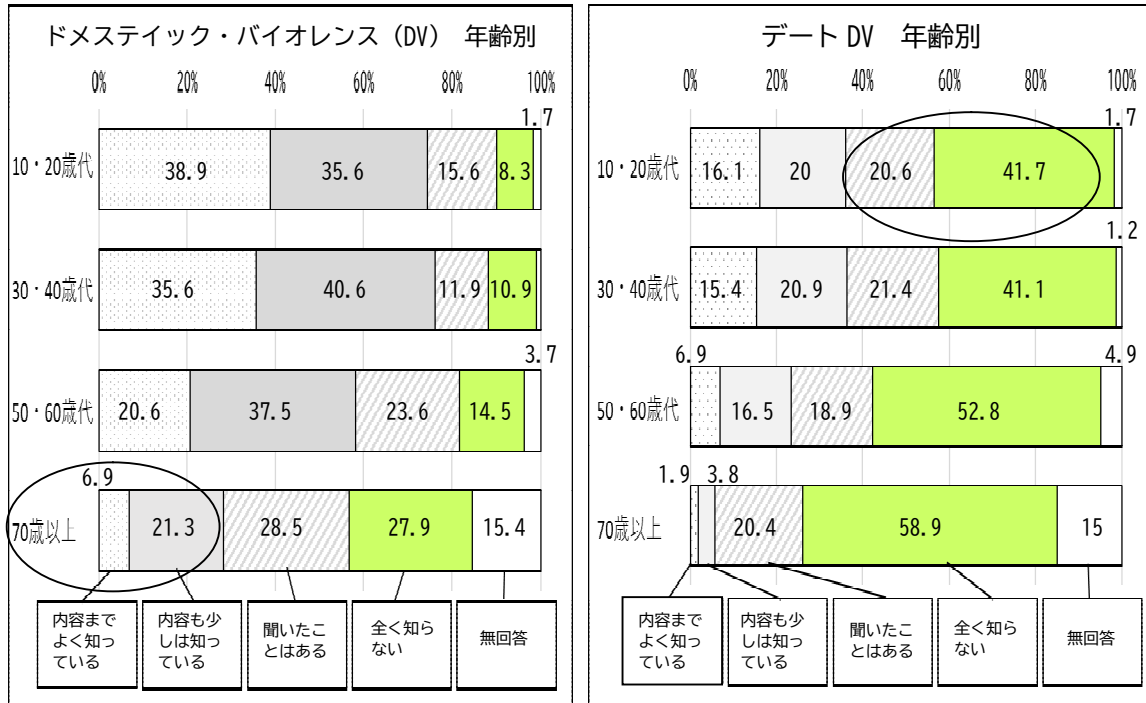
被害者自身又は周囲の発見から、早期に専門機関の相談につながるための周知の工夫が求められます。



③DV・デートDVに関する認知度（年齢別）

DVの認知度について、年齢別で見ると、70歳以上で「内容までよく知っている」「内容も少しは知っている」の割合が低くなっています。

デートDV*の認知度については、10歳・20歳代でも認知度が、「内容までよく知っている」が16.1%、「内容も少しは知っている」が20%と低くなっています。



(2) 相談等の状況

本市のDVに関する相談、一時保護、保護命令*及び支援措置の状況は、次のとおりです。

【DVに関する相談の状況】

本市では、DVに関する相談は、DV相談室等で対応しています。(表1・2参照)

女性のための法律相談を除く、DVに関する相談は、直近3カ年で年間1,000件超の件数で推移しています。

表1 DVに関する相談件数(延べ)

<市同和・人権推進課調べ>

相談種別	26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)
婦人相談員* (DV相談室)	582	706	744	873	746
母子・父子自立支援員、家庭児童相談室ケースワーカー	39	57	121	104	177
一般職員(ケースワーカー等)	106	99	102	90	66
フェミニストカウンセリング*	46	66	71	53	76
女性のためのなやみ相談	14	8	17	11	14
計	787	936	1,055	1,131	1,079

表2 女性のための法律相談の総相談件数

<市同和・人権推進課調べ>

	26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)
総相談件数	61	56	61	54	53

(件数は、親子、きょうだい相手の場合や、暴力以外の問題など、DV以外の相談件数を含む。)

このほか、伊丹警察署において、配偶者からの暴力に関し、被害者の相談や保護、移送等、平成 30 年（2018 年）中に、127 件対応されました。

【一時保護の状況】

夫等からの暴力を理由とした被害者及びその同伴家族の一時保護について、平成 30（2018）年度の件数は、13 件でした。（表 3 参照）

表 3 本市のDVに関する一時保護依頼件数 <市同和・人権推進課調べ>

	26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)
件数 (内伊丹警察署実施)	8 (4)	7 (3)	13 (8)	5 (2)	13 (1)

【保護命令の状況】

神戸地方裁判所のDVに関する保護命令事件の申立受理件数は、平成 29 年度までは 130～140 件台で推移しています。平成 30 年の受理件数は 109 件で、うち伊丹支部での受理件数は 18 件と、全体の 16.5%を占めています。（表 4 参照）

表 4 DVに関する保護命令申立受理件数 <市同和・人権推進課調べ>

	26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)
神戸地方裁判所全体 (内伊丹支部)	147 (19)	138 (16)	134 (13)	131 (16)	109 (18)

【支援措置の実施状況】

被害者を保護するため、住民票などの請求に係る支援措置について、DV相談室における平成 30(2018)年度の実施件数は 65 件で、概ね 70 件前後で推移しています。（表 5 参照）

表 5 DV相談室における各種支援措置件数 <市同和・人権推進課調べ>

	26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)
書面回答	4	3	3	2	5
住民基本台帳事務に おける支援措置	49	71	64	66	65
DV被害者の保護・支援 に関する証明発行※	46	56	41	25	27

※ DV被害者の保護・支援に関する証明発行のうち、臨時福祉給付金関係は、年度により制度の有無があるため、件数から除く。

(3) 第2期計画（平成27（2015）年度～平成31（2019）年度）における取組状況と課題

第2期計画では、4つの基本目標と17の重点目標に基づき、取組を進めてきました。

取組のうち、特に進んだものと大きく課題の残ったものは下表のとおりです。

○取組のうち特に進んだもの ▲課題の残ったもの

基本目標	主な取組状況
基本目標Ⅰ 相談・発見・通報体制の充実 1. 相談体制の整備と充実・周知 2. 早期発見・通報体制の充実	○ DV相談室の婦人相談員を3名設置、複数体制の整備を継続 ○ 市内公共施設・医療機関にDV相談案内カードを配布 ○ 警察との連携等通報に即時対応する体制を強化 ▲ 困難事例の増加や新たな課題へ対応するための相談体制の充実
基本目標Ⅱ 迅速で安全な保護体制の充実 3. 保護命令等に関する情報提供及び手続き等の支援 4. 被害者の心身の安全の確保 5. 被害者に関する情報の保護	○ 保護命令制度活用に関する情報提供・手続き等の支援 ○ 関係機関との連携による緊急時の迅速な一時保護 ○ 職員に対する被害者の情報管理の徹底 ▲ 緊急時の医療対応や心理ケア等の支援
基本目標Ⅲ 自立支援体制の充実 6. 関係機関との連絡調整の充実 7. 住居の確保に向けた支援 8. 生活の安定に向けた支援 9. 心身の回復に向けた支援 10. 就労に向けた支援 11. 同伴児童等への支援	○ 生活困窮者自立支援制度の開始による自立に向けた情報提供・支援の充実 ○ 相談員の同行支援や、関係課と連携した手続きの一元化による相談体制の充実 ○ 同伴児童の安全確保における関係課の連携 ▲ ステップハウス等の住居の確保に係る支援 ▲ 自助グループ、サポートグループ活動支援
基本目標Ⅳ DVを許さない社会づくり 12. 家庭・地域・職場における啓発の推進 13. 学校等における教育・啓発の推進 14. 被害者支援に関わる人材の育成と資質の向上 15. 関係機関との連携推進 16. 民間支援団体との連携・共同の推進 17. DVに関する調査研究の推進	○ DV防止セミナー、出前講座の実施 ○ DV・デートDV防止の啓発パネル展や街頭啓発活動の実施 ○ 関係機関でのネットワーク会議の定期開催による、情報共有・事例検討の実施 ○ 職務関係者に対する研修の実施 ○ 県の会議等でDVの事務取扱に係る提案や、各種研修会への派遣を通じた広域的な情報共有 ○ 市民意識調査におけるDV実態調査の実施及び事業への反映 ▲ 教育関係者への啓発の強化 ▲ 企業への啓発

【第2期計画の総括と第3期計画への課題】

<基本目標Ⅰ>

第2期計画の期間中では、相談窓口の周知が広がり、被害者のDV相談室への相談件数の増加につながりました。

一方で、障がい者・高齢者等の処遇困難事例の増加にも対応してきましたが、今後、外国人や性的マイノリティ*とされる方等について、既存の体制のみでは対応が不十分になることが考えられ、被害者の多様な相談ニーズに対応するための、相談機能の充実が必要となっています。

<基本目標Ⅱ>

また、関係機関との連携により、緊急時の一時保護依頼など、迅速で安全な被害者の保護に取り組み、併せて職員に対する被害者の情報管理を徹底しました。

今後、緊急時に迅速な医療や心理ケアなどを受けるための支援について、医療機関への働きかけの強化が必要となっています。

<基本目標Ⅲ>

被害者支援の手続きについては、従来の福祉制度や生活困窮者自立支援制度などの担当課や関係機関との連携により、被害者の負担軽減を図りつつ、きめ細やかな相談・支援をすることができました。

公営住宅やステップハウス*等の住居の確保に係る支援については、安全上必要となる広域での支援を、市単独で進めることが難しく、課題が残りました。今後は、民間住宅も含め支援につながった事例をもとに、より良い支援のあり方を検討するとともに、国・県の動向や民間サービスの情報収集の継続が必要と考えられます。

心身の回復に向けた支援として、フェミニストカウンセリング*事業により、被害者の中期的な精神面のサポートを行いました。被害者がより長期に安心できる場として求められる、自助グループ*、サポートグループ*活動支援については、ファシリテーターの確保や、被害者の不安を払拭し、グループづくりの契機となるような講座の開催ができず、グループの立上げには至りませんでした。

今後、関係機関や民間支援団体と連携し、自助グループ、サポートグループの立上げやその活動継続の支援についての取組が必要となっています。

<基本目標Ⅳ>

DVを許さない社会づくりのため、市民や職務関係者対象のDV防止セミナー、出前講座、パープルリボンツリーやパープルライトアップの実施、関係団体や一部の若年層との連携による、DV・デートDV*防止の啓発活動を行いました。

関係機関との連携推進としては、DV被害者支援事業ネットワーク会議の定期開催等を通じた情報共有・事例検討、職務関係者に対する研修を実施し、相互の連携強化に努めることができました。

今後、児童虐待と併せて、DV被害を発見しやすい立場にあるものの研修機会の少なかった学校教育関係者をはじめ、民間団体・企業等に対し、様々な機会・媒体を利用したDV防止の周知・啓発の拡充が必要となっています。

3 「伊丹市DV防止・被害者支援計画」（第3期計画）の体系

◎は重点施策

基本方針	基本目標	施策	参照ページ
I 相談・発見・通報体制の充実	1. 相談体制の整備と充実・周知	1 配偶者暴力相談支援センター機能の充実	P.12
		◎ 2 障がい者・高齢者・外国人・性的マイノリティ等に対する相談体制の整備と充実	P.13
		3 関係機関の協力による専門相談の充実と男性被害者の相談について県等との連携による対応	
		4 相談窓口の市民への周知	P.14
		5 相談窓口での二次的被害の防止	
		6 被害者・支援者等からの苦情・意見処理体制の確立	
2. 早期発見・通報体制の充実	1 通報等に即時対応する体制の充実		P.14
		◎ 2 保健・医療関係者や福祉関係者、学校教育関係者等への早期発見、相談窓口、通報方法の周知	
II 迅速で安全な保護体制の充実	3. 保護命令等に関する情報提供及び手続き等の支援	1 保護命令制度利用に関する情報提供及び関係機関の連携による支援の充実	P.16
	4. 被害者の心身の安全の確保	1 被害者の迅速な安全確保の強化と多様なニーズに応じた保護体制の充実	P.17
		◎ 2 子ども・親族等の安全確保の強化	
		3 緊急の医療援助及び心理ケアの充実	
	5. 被害者に関する情報の保護	1 住民基本台帳の閲覧制限等の支援	P.18
		◎ 2 関係部局による被害者等の情報管理の徹底	
III 自立支援体制の充実	6. 行政・司法手続きの際の安全の確保	1 庁内手続きの一元化	P.19
		2 関係機関への同行支援の充実及び警察・司法との連携	
	7. 住居の確保に向けた支援	1 公営住宅等への優先入居等の条件整備	P.20
		2 母子生活支援施設やステップハウスの活用	
	8. 生活の安定に向けた支援	1 自立に必要な情報提供の充実と、関係機関による適切な支援	P.21
		2 司法手続きに関する情報提供及び申立の支援の強化	
		3 生活用品提供支援への取組	
	9. 心身の回復に向けた支援	1 公的機関、保健・医療機関との連携及び継続的な心身のケアの充実	P.22
		2 フェミニストカウンセリング事業の整備	
		◎ 3 自助グループ、サポートグループの活動支援と安心できる居場所づくりのための支援	
	10. 就労に向けた支援	1 公共職業安定所・事業者等との連携によるきめ細やかな就労支援の推進	P.22
2 母子・父子自立のための支援制度の活用の推進と同伴児童の保育体制の充実		P.23	
11. 同伴児童等への支援	1 保育・就学等の行政サービスに関する支援体制の充実	P.23	
	2 子ども心のケアに関する支援体制の充実	P.24	
IV DVを許さない社会づくり～教育・啓発及び人材育成と連携強化、調査・研究の推進～	12. 市民への啓発の推進	◎ 1 市民への啓発	P.25
		◎ 2 企業、団体への啓発	P.26
		◎ 3 若年層への教育・啓発	
	13. 学校等における教育・啓発の推進	1 人権教育の推進	P.26
		2 性教育と非暴力に向けての教育等の推進	P.27
		3 教職員等への研修の充実	
	14. 被害者支援に関わる人材の育成と資質の向上	1 職務関係者に対する研修の充実・強化	P.27
		2 相談員の技術向上研修の充実と相談員への支援体制の充実	
		3 支援者の資質向上に向けた研修の実施	P.28
		4 加害者対応の徹底	
	15. 関係機関との連携推進	◎ 1 相談機関相互の連携強化	P.28
		2 伊丹市DV被害者支援事業ネットワークの充実	P.29
		3 広域関係機関との連携強化	
	16. 民間支援団体との連携・協働の推進	1 民間支援団体との連携・協働の強化と充実	P.29
		2 民間支援団体に対する支援	
	17. DVに関する調査研究の推進	1 男女共同参画に関する意識調査でのDV調査の充実	P.30
		2 DVに関する事例検討の実施	
3 国・県等のDVに関する情報の収集			

第2部 基本方針と基本目標 及び施策の展開

1 基本方針

今後、DV防止・被害者支援の推進に取り組むにあたり、第3期計画では、第2期計画の「基本目標」、「重点目標」及び「施策」を、「基本方針」、「基本目標」及び「施策」として引き継ぎ、更に「基本方針」毎に「重点施策」を定め、具体的施策を推進します。

各基本方針と重点施策の概要は、以下のとおりです。

基本方針Ⅰ 相談・発見・通報体制の充実

重点施策

(基本目標1) ◎【施策2】

障がい者・高齢者・外国人・性的マイノリティ等に対する相談体制の整備と充実

(基本目標2) ◎【施策2】

保健・医療関係者や福祉関係者、学校教育関係者等への早期発見と相談窓口、通報方法の周知

DVは、私的な空間で行われることが多く、潜在化しやすいため、暴力が長期化したり、被害が深刻化する傾向があります。暴力の長期化や、被害の深刻化を防ぐため、DV被害の相談体制を整え、早期発見、通報体制を充実することが重要です。

第3期計画では、対応に特に配慮を要する障がい者、高齢者へのDVのほか、昨今表面化している外国人や性的マイノリティ*とされる方等へのDVなど、ますます事案が複雑化する中で、被害者の多様な相談ニーズに対応できるよう、相談機能の一層の充実について、重点的に取り組みます。

被害者の周囲で、DVを発見しやすい立場にある保健・医療・福祉関係者や、特に、子どもの目の前でDVが行われる「面前DV」は、児童虐待にも当たることから、児童福祉・学校教育等の職務関係者に対し、DVへの理解や通報に関する周知・研修を通じて、DVの早期発見に取り組み、通報を相談につなぐ連携の強化に努めます。

基本方針Ⅱ 迅速で安全な保護体制の充実

重点施策

(基本目標4) ◎【施策2】

子ども・親族等の安全確保の強化

(基本目標5) ◎【施策2】

関係部局による被害者等の情報管理の徹底

被害者の生命・身体の安全を守るためには、法的支援としての保護命令*制度の活用、安全な避難場所の確保、緊急一時保護等が迅速に行われなければなりません。

第3期計画では、特に、要保護児童対策地域協議会等との連携により、被害者と子ども、親族等の状況とニーズに応じた、安全確保の一層の強化に努めます。

また、被害者等に関する情報については、関係部局や個人情報を取り扱うすべての機関において、常に「人命の危険に関わる情報を預かっている」との認識を持って、あらゆる場面における情報管理を更に徹底します。

基本方針Ⅲ 自立支援体制の充実

重点施策

(基本目標 9) ◎【施策 3】

自助グループ、サポートグループの活動支援と安心できる居場所づくりのための支援

被害者がこれまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立するためには、住居の確保、経済的基盤の確立、心身の回復、就労場所の確保、子どもの養育等、様々な関係機関との連携による自立支援体制の充実が必要です。

第3期計画では、これまでの自立支援体制に加え、被害者の長期にわたる精神的負担の軽減を図るため、関係機関や民間支援団体と連携し、心のケアに関する支援や、被害者が安心できる居場所としての自助グループ※、サポートグループ※の立上げや活動継続の支援に取り組みます。

基本方針Ⅳ DVを許さない社会づくり

～教育・啓発及び人材育成と連携強化、調査・研究の推進～

重点施策

(基本目標 12) ◎【施策 1】市民への啓発

◎【施策 2】企業、団体への啓発

◎【施策 3】若年層への啓発

(基本目標 15) ◎【施策 1】相談機関相互の連携強化

DV被害者の多くは女性であり、その背景には、固定的な性別役割分担意識※や潜在する女性差別に根ざした社会的・構造的問題があると考えられます。また、身体的な暴力だけでなく、配偶者の支配により、経済的自立や行動を制限されることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。

第3期計画では、このような状況を改善し、男女共同参画社会※を実現するために、一人ひとりが、人権意識を高め、女性差別等の人権課題に気づき、「DVを許さない」、「DVの被害者にも加害者にも傍観者にもならない」という意識を持てるよう市民への啓発を一層強化するとともに、企業や団体に対し、DVの理解を深めるための啓発及び情報提供活動を推進します。

更に、学生等の若年層に対し、デートDV※や将来のDVを防ぐために、啓発を強化します。

また、相談機関の担当者同士が、顔の見える関係づくりを通常から行い、相互の連携強化に一層取り組みます。

2 基本目標及び施策の展開

【施策】のうち、◎は重点施策、文中※の語は31頁以降の資料①用語解説を参照

基本方針Ⅰ 相談・発見・通報体制の充実

基本目標1. 相談体制の整備と充実・周知

基本目標2. 早期発見・通報体制の充実

基本目標1. 相談体制の整備と充実・周知

現状と課題

被害者は加害者の支配下に置かれ、暴力に対する不安と恐怖、絶望感を抱えながら生活しています。加害者の支配下におかれているために、「自分の状況は誰にも理解されない」「暴力をふるわれる責任は自分にある」等と思い込まされている被害者も少なくありません。こうした状況におかれている被害者自身がその状況を正しく認識し、安心して相談できる相談窓口と、適切な支援につなぐ相談体制が必要です。

本市では、DV相談室を中心に、被害者へ必要な情報を提供すると同時に、関係機関等への連絡調整を行う等、被害者の問題解決を援助してきました。また、フェミニストカウンセリング※や女性のための法律相談等の専門相談事業も実施しています。

なお、本市でDV被害者への支援が円滑に機能している要因として、DV相談室を核とした伊丹市DV被害者支援事業ネットワークによる、警察等の外部機関も含めた関係機関の連携が進んでいることが挙げられます。第2期計画期間中における本市のDV相談件数は、約300件増加しており（5頁の表1参照）、相談内容は複雑化しています。

障がい者・高齢者・外国人や性的マイノリティ※等に関わらず、どのような被害者にも相談機会が保障されるよう配慮した相談窓口の周知方法や相談方法の工夫等、新たな相談ニーズに対応できる体制の充実が必要です。更に、男性被害者の相談にも適切に対応できるよう、県等との連携も必要です。

今後も、相談内容の複雑化に対応するため、研修等を通じて常に新しい専門知識を持った婦人相談員※による、適切な助言や同行支援を行う等、DV相談室が、被害者にとって安全かつ安心に相談できる機能の充実と、関係機関との連携等による、相談から自立までの総合的支援ができる体制の充実に、引き続き取り組むことが必要です。

<施策>

【施策1】配偶者暴力相談支援センター機能の充実

①（相談員による適切な支援と安全安心な相談機能の充実）

DV相談室が、専門知識を持つ婦人相談員※等の配置による適切な助言や同行支援と、被害者にとって安全かつ安心に相談できる機能の充実に、引き続き取り組みます。

②（被害者の相談から自立までの総合的支援ができる体制の充実）

DV相談室と関係機関とのコーディネートや、広域ネットワークによる、相談から自立までの総合的支援ができる体制の充実に、引き続き努めます。

◎【施策2】障がい者・高齢者・外国人・性的マイノリティ等に対する相談体制の整備と充実

①（障がい者・高齢者等からの被害相談に対する体制の充実）

障がい者や高齢者からの相談について、手話通訳の確保等、相談者の状況に応じて必要な支援を行うとともに、障害者虐待防止センターや地域包括支援センターをはじめとする関係機関と連携し、相談体制の充実に努めます。

また、障がい児の母親や高齢者の介護者は、ケアや通院に時間を取られ、自分のことが後回しになるため、DV被害の発見が遅くなりがちで、被害を受けている環境を変えることも難しい立場に置かれており、特に注意が必要な立場の一つとして関係機関と連携した相談体制の充実に努めます。

②（外国人被害者の相談に対する体制の充実）

外国語通訳を必要とする相談について、関係課や県、民間支援団体等との連携による対応（自動翻訳機や協力を依頼する有償ボランティアの確保等）を行います。

③（性的マイノリティとされる被害者からの相談に対する体制の充実）

性的マイノリティ*とされる被害者からの相談に対応するため、相談員の研修機会の確保に、引き続き努めるとともに、関係機関と連携し、適切な相談先につながるよう、支援を行います。

【施策3】関係機関の協力による専門相談の充実と男性被害者の相談について県等との連携による対応

①（女性のための専門相談の充実）

被害者の多様な相談ニーズに対応できるよう、弁護士との協力による女性のための法律相談や、フェミニストカウンセリング**等、民間の専門的知見を有する関係機関等との連携により、専門相談の充実に取り組みます。

②（男性被害者相談について県等との連携による対応）

男性被害者からの相談について、県の相談機関等の案内を行います。

【施策4】相談窓口の市民への周知

①（様々な媒体による相談窓口の周知）

DV啓発のリーフレットや相談案内カードについて、配置先や配布方法を工夫するとともに、広報紙やホームページ等の様々なメディアの活用による、相談窓口の周知を強化します。

②（様々な機会を通じた相談窓口の周知）

母子健康手帳の交付時や「いたみすくすくぶっく」の配布時、保健センター事業等、様々な機会を通じた市民への相談窓口の周知を、引き続き行います。

③（障がいのある被害者への相談窓口の周知）

点字訳版の相談窓口リーフレットの配置の継続をはじめ、障がいのある被害者が、相談につながるための、相談窓口の周知に取り組みます。

④（外国人被害者向けの相談窓口の周知）

外国人被害者向けの周知のため、多言語による相談窓口リーフレットの配置の継続や、「やさしい日本語」による相談案内カードの作成等に取り組みます。

【施策5】相談窓口での二次的被害の防止

①（相談窓口職員による二次的被害の防止）

対応マニュアルの活用や職員への研修を通じて、相談窓口等での職員の不適切な対応による二次的被害*を防止します。

【施策6】被害者・支援者等からの苦情・意見処理体制の確立

①（苦情・意見についての適切な処理体制の確立）

不適切な対応に対する、被害者・支援者等からの苦情や意見処理体制の周知に、引き続き努めるとともに、当該苦情や意見を関係者・関係機関で共有し、適切かつ迅速な処理と今後の支援につながる体制の充実に取り組みます。

基本目標2. 早期発見・通報体制の充実

現状と課題

DVの多くは他人には見えない私的な密室空間で行われます。また、被害者は加害者からの報復や今後の生活への不安といった理由から、外部へ相談する等の行動をためらいがちです。更に、被害者自身がDV被害に気づいていない場合や、DV被害を過小評価していることがあります。そのために支援に結びつきにくいという傾向があります。これまで相談できなかった被害者が、早期に相談窓口につながるために、関係機関や市民への早期発見体制・通報事例等に関する情報の周知により、被害者の周囲の積極的な声かけ・通報を促すとともに、被害者からの問合せや関係機関からの通報を相談につなぐための連携の強化が必要です。

特に、保健、医療、福祉、消防（救急）、学校等教育関係者は、日常の業務を行う中でDV被害に気づく可能性が高く、発見した場合は、被害者に適切な情報提供を行い、DV関係機関や警察等の支援につなぐ役割を果たすことが、DVの早期発見やその後の相談支援に、大変重要です。

市は、これらの機関に対し、DVの発見者による通報の義務や、被害者の相談、保護、自立支援策及びそれらの窓口等について、引き続き十分な周知を行う必要があります。

<施策>

【施策1】通報等に即時対応する体制の充実

①（職務関係者が通報等に即時対応するための連携の強化）

DV相談室が通報に即時対応できるよう、職務関係者の連携の強化や、通報等に即時対応するためのマニュアルの整備に、引き続き取り組みます。

②（障がい者や高齢者に対するDVに関する通報体制の充実）

障がい者や高齢者に対するDVについて、伊丹市障害者虐待防止連絡会や高齢者虐待防止関係課との連携による、通報体制の充実に取り組みます。

◎【施策2】保健・医療関係者や福祉関係者、学校教育関係者等への早期発見と相談窓口、通報方法の周知

①（保健・医療関係者への早期発見と相談窓口、通報方法の周知）

医師、歯科医師、看護師、保健師、助産師等の保健・医療関係者と救急隊員に対し、

DV被害の早期発見を行うための研修や対応マニュアルを通じて、DVに関する情報と、通報窓口や通報方法の周知を行います。

②（福祉関係者への早期発見と相談窓口、通報方法の周知）

生活保護ケースワーカーやケアマネジャー、障害福祉サービス関係者、民生委員・児童委員等、DVを発見しやすい立場にある福祉関係者に対し、DVの早期発見、被害者への情報提供のあり方や通報方法等についての研修及び情報提供を定期的を実施します。

③（児童福祉関係者、学校教育関係者等への早期発見と相談窓口、通報方法の周知）

DVと児童虐待は密接に関係していることを念頭に置き、児童虐待とあわせてDVの早期発見と被害者支援が行えるよう、児童福祉関係者、保育士や保育所職員、学校等を含む教育関係者に対し、DVの早期発見、被害者への情報提供のあり方や通報方法等についての研修及び情報提供を定期的を実施します。

基本方針Ⅱ 迅速で安全な保護体制の充実

基本目標 3. 保護命令等に関する情報提供及び手続き等の支援

基本目標 4. 被害者の心身の安全の確保

基本目標 5. 被害者に関する情報の保護

基本目標 3. 保護命令等に関する情報提供及び手続き等の支援

現状と課題

裁判所が加害者に対し、被害者と子ども、親族等への接近禁止等を命じる保護命令*制度は、被害者等の生命又は身体の安全の確保に有効な手段です。これまで伊丹市や警察の相談窓口等でも、保護命令*制度の利用について情報提供や助言を行ってきました。また、婦人相談員による手続きの支援、裁判所への同行支援等を行ってきました。

一方、保護命令*の申立て後においても、加害者が被害者への接触を行おうとする可能性があることから、申立前後の安全確保に関する事項を含め、保護命令制度について、引き続き被害者への丁寧な説明や助言を行うとともに、必要に応じて警察と連携し、安全確保を行う等の支援が必要です。

<施策>

【施策 1】保護命令制度利用に関する情報提供や関係機関の連携による支援の充実

①（保護命令の申立時の安全確保の強化）

保護命令*の申立時には、引き続き、事例に応じて一時保護等の検討や警察との連携による、被害者の安全確保の強化に取り組みます。

②（保護命令制度利用に関する情報提供及び支援の充実）

保護命令*制度利用を適切に、また円滑かつ迅速に利用できるよう、引き続き、制度利用に関する情報提供や、留意点の説明、申立書面作成の支援を行うとともに、必要に応じて保護命令*申立等の際、裁判所への同行支援を行います。

基本目標 4. 被害者の心身の安全の確保

現状と課題

現在、被害者の緊急時における安全確保として、県の一時保護施設への入所やそれに伴う同行支援等を行っています。また、開庁時と閉庁時における警察との役割分担を明確化し、土日曜を含む 24 時間体制の一時保護を実現しています。

保護を必要とする被害者には、迅速な安全確保が求められるとともに、高齢者、障がい者、精神疾患や慢性疾患を抱えている人、外国人、性的マイノリティ*、子どもと一緒に保護を希望する場合等、特別な配慮を必要とする多様なニーズへの対応も必要です。

これまでの保護体制では対応が困難なケースについては、既存の施設だけでなく、関係機関、民間シェルター*等との連携等を含む体制の整備が求められます。

更に、令和元年（2019 年）6 月に公布された、「児童虐待防止対策の強化を図るための

児童福祉法等の一部を改正する法律」(一部規定を除き、令和2年(2020年)4月1日施行)では、DV被害者及びその同伴家族の保護を行うに当たって、相互に連携を図りながら協力するよう努めるべき関係機関に、児童相談所が明記される等、DV対応と児童虐待対応との関係機関の連携強化が一層求められています。

今後も、伊丹市要保護児童対策協議会や、高齢者虐待防止関係者、伊丹市障害者虐待防止連絡会等、関係機関との連携を引き続き強める必要があります。

また、緊急時の医療について、被害者の心身の安全確保と初期の心のケアについて、医療機関との十分な連携や調整が必要です。

<施策>

【施策1】被害者の迅速な安全確保体制の強化と多様なニーズに応じた適切な保護体制の充実

①(関係機関との連携による、緊急時の安全確保の強化)

被害者の状況が緊迫している場合にも、関係機関と連携し、迅速な安全確保が図れる体制づくりの強化に、引き続き取り組みます。

②(多様なニーズに応じた、被害者の安全確保に係る、連携の強化)

一時保護施設での速やかな保護が困難な場合、関係機関との連携による緊急一時的な避難場所の確保と情報提供に努めるとともに、多様なニーズに応じた、被害者の安全確保について、引き続き、県や他市町との広域連携、民間シェルター[※]との連携強化に取り組みます。

◎【施策2】子ども・親族等の安全確保の強化

①(伊丹市要保護児童対策地域協議会、高齢者虐待防止関係者、伊丹市障害者虐待防止連絡会との連携による、安全確保の強化)

伊丹市要保護児童対策地域協議会、高齢者虐待防止関係者、伊丹市障害者虐待防止連絡会との連携による、迅速な子ども・親族の安全確保の強化に、引き続き取り組みます。

②(子どもの学校、幼稚園、保育所、児童クラブ、被害者の就労先等との連携による、安全確保の強化)

避難後も、関係機関や子どもの学校、幼稚園、保育所、児童クラブ、被害者の就労先等との連携により、子どもの連れ去りや、なりすましによる情報漏洩等を防ぎ、周囲の安全確保に対応していきます。

【施策3】緊急の医療援助及び心理ケアの充実

①(緊急の医療援助及び心理ケアに係る、援助体制の充実)

緊急時に迅速な医療や心理ケアが受けられるよう、引き続き、援助体制の充実に努めます。

基本目標5. 被害者に関する情報の保護

現状と課題

本市では、伊丹市個人情報保護条例に基づき、個人情報を適切に管理するほか、被害者に関する個人情報の保護のため、被害者の移転先が加害者に知られないよう、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を行っています。

また、被害者が新たな場所で安心して生活を始めるためには、関係部局が連携して、被害者に関する情報の安全管理にあたり、必要に応じ、被害者の同意を得た上で、適切な情報の共有化を行うことも必要です。

税や国民健康保険等、住民基本台帳の情報を利用して行う事務においても、支援対象者の情報が流出することがないように慎重に取り扱う必要があります。個人情報を扱うすべての関係部局が、被害者の情報漏洩は、生命の危機を招く重大な事件につながる恐れがあるとの認識を持って、情報管理を徹底することが不可欠です。

更に、災害時には避難者情報等から加害者に居所が追跡されることもあります。混乱時においても被害者が安心して過ごせるよう、避難時の情報管理を徹底する必要があります。

<施策>

【施策1】住民基本台帳の閲覧制限等の支援

①(住民基本台帳の閲覧制限等の支援に係る、職員への周知徹底と迅速かつ適切な対応)

住民基本台帳の閲覧制限等の適正な運用について、引き続き、研修等により職員への周知徹底を図るとともに、被害者からの支援の申出に対して、迅速かつ適切に対応します。

◎【施策2】関係部局による被害者等の情報管理の徹底

①(関係部局による被害者等の情報管理の徹底)

医療費通知等、住民基本台帳からの情報に基づき事務を行う関係部局においても、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置対象の被害者と同伴者の情報について、引き続き、厳重な情報管理を行えるような条件整備を行うとともに、職員の周知徹底を図ります。

②(災害時の被害者の情報保護)

災害時、避難者登録カードや避難者名簿の掲示から加害者へ情報が伝わらないよう、作成の際の意思確認や情報保護の徹底に努めます。

基本方針Ⅲ 自立支援体制の充実

基本目標 6. 行政・司法手続きの際の安全の確保

基本目標 7. 住居の確保に向けた支援

基本目標 8. 生活の安定に向けた支援

基本目標 9. 心身の回復に向けた支援

基本目標 10. 就労に向けた支援

基本目標 11. 同伴児童等への支援

基本目標 6. 行政・司法手続きの際の安全の確保

現状と課題

被害者の自立を困難にしている背景は多岐に渡り、1つの機関だけで対応することが困難なケースが多くあります。本市では、関係機関が連携して被害者の支援を行うため、伊丹市DV被害者支援事業ネットワークを設置し、情報の共有化と、手続き方法の分かりやすい説明、関係機関への同行、被害者の安全への配慮、被害者の置かれている状況等についての補足説明等、必要に応じた具体的な支援も行ってきました。

更に、被害者の心理的負担も考慮し、被害者が1か所で手続きを進められるような体制（ワンストップサービス）づくりや、庁内の関係部局等と連携し、複数の窓口に関する手続きを並行して進められるような体制づくりを進めてきました。

今後も、被害者の負担の軽減や転居先自治体でも必要な支援がスムーズに受けられるような連携を、各担当課や関係機関に働きかけていくとともに、警察及び司法関係者等との連携を更に深め、支援に必要な情報の共有や、手続きの円滑化を推進していくことが必要です。

<施策>

【施策1】 庁内手続きの一元化

① (関係課による庁内手続きの一元化)

被害者の安全と安心を確保しながら、複数の手続きを並行して迅速に進めるために、引き続き、関係課とDV相談室が連携し、被害者がワンストップで各種行政手続きを行うことができる、手続きの一元化に努めます。

【施策2】 関係機関への同行支援の充実及び警察・司法関係者との連携

① (関係機関への同行支援の充実)

必要に応じて、関係機関での手続きの際の、被害者の安全確保とアドボカシー（権利の代弁や擁護）を目的とした、相談員等による同行支援の充実に努めます。

② (警察・司法関係者との情報共有と連携)

安全かつ円滑な司法手続きのため、引き続き、警察・司法関係者との情報共有と連携を行います。

基本目標 7. 住居の確保に向けた支援

現状と課題

被害者の生活再建の第一歩は住居探しですが、頼れる身寄りや知人がいない被害者の場合、住居の確保、生活環境の整備は容易なことではありません。

本市では、市営住宅の申込時に母子・父子世帯枠を設け、DV被害者に対し優先的な取扱をしています。なお、母子家庭については、母子生活支援施設の入所が可能です（子どもは18歳まで入所が可能）。

また、被害者の安全確保のためには県外も含めた広域的な対応が求められます。

今後は、住居が確保できない被害者に対して、公営住宅を活用したステップハウス[※]の動向を注視するとともに、民間資源も含めた情報収集を通じて、住居の確保についてのより良い支援方法についても検討が必要です。

更に、他市町村も含めた公営住宅への優先入居等の広域連携のための条件整備も課題として、県や他自治体に積極的に働きかける必要があります。

<施策>

【施策 1】公営住宅等への優先入居等の条件整備

①（公営住宅への優先入居制度等についての情報収集）

市営住宅における被害者の優先入居制度活用についてより適切な条件整備に努めるとともに、公営住宅の広域活用のシステムについて、より良い方法がないか、引き続き情報収集や働きかけに努めます。

【施策 2】母子生活支援施設やステップハウスの活用

①（母子生活支援施設等の活用による支援の強化）

母子生活支援施設等を活用し、施設や関係課と連携した支援の強化に取り組みます。

②（ステップハウスの確保・活用による住宅確保支援の強化）

公営住宅等を活用した利用しやすいステップハウス[※]の確保や、他の市町村を含むステップハウス[※]の広域活用に向けての連携について、県等への働きかけを行う等、住宅確保支援の強化に努めます。

基本目標 8. 生活の安定に向けた支援

現状と課題

生活費や医療費等経済的な不安から、多くの被害者に自立が困難な実態があるなか、経済的支援としては生活保護、状況によっては母子福祉資金の貸付や児童扶養手当の活用等が行われています。また、安定した生活を送るため、健康保険・国民年金の加入や司法手続きに関する情報提供や申請時の支援を行ってきました。他市からの転入に対しても同様の支援を行っています。しかし、生活用品の提供等既存の制度やサービスのみでは対応が困難なものもあり、他の制度も研究する必要があります。

支援に当たる職員は、被害者の人権を尊重し、被害者自らの意思に沿った自立支援が必要であることを理解し、被害者にこうした支援を受ける権利があることを認識できるよう、そして安心して利用できるよう促すことが重要です。

更に、生活を始めるにあたっての生活用品の提供協力先の開拓や、支援の方法について、

民間支援団体も含めたネットワークを構築し、検討する必要があります。

<施策>

【施策1】自立に必要な情報提供の充実と、関係機関による適切な支援

①（関係機関による手続きの際の同行支援や職員の派遣）

生活保護、児童扶養手当、医療保険、国民年金の申請等、自立支援に必要な手続きの際に、母子生活支援施設等の関係機関と連携し、状況に応じた同行支援や担当課職員の派遣、被害者心理に配慮した対応を行います。

②（住民票がない場合でも利用できるサービスや制度等の情報提供の充実）

住民票がない場合でも利用できるサービスや生活費等の貸付・給付制度、孤立状態の被害者への各種身元保証人の確保について、県等関係機関と連携した方策の検討等、自立に必要な情報提供の充実に、引き続き取り組みます。

【施策2】司法手続きに関する情報提供及び申立の支援の強化

①（司法手続きに関する情報提供及び申立の支援の強化）

司法手続きについて、引き続き、法律相談や法テラス[※]の案内等の情報提供と申立の支援の強化に取り組みます。

【施策3】生活用品提供支援への取組

①（生活用品等の支援が得られるような働きかけやネットワークの構築）

民間支援団体と協力し、市民、団体、企業から緊急の生活用品等の支援が得られるような働きかけやネットワークの構築に取り組みます。

基本目標9. 心身の回復に向けた支援

現状と課題

被害者は、信頼関係にあるべき配偶者等からの暴力により、身体的・精神的な健康を損なっていることが多くあります。また、暴力的な環境から逃れた後の被害者には、それまでの人間関係を断たざるを得なかった人が少なくありません。特に新たな地域での生活を始めた被害者の中には、それまでの血縁や地縁のすべてを失っている人もいます。

本市ではそのような被害者の心身の回復に向けてフェミニストカウンセラーによる相談・支援を行っています。また、医学的なカウンセリングを必要とする被害者には、医療機関等の情報提供を行っています。

今後は、被害者が一時保護後や、転居後の継続的なカウンセリングが受けられるように公的機関、保健・医療機関等の専門機関や民間支援団体との連携による支援体制の構築を、更に進める必要があります。

被害者や、被害の体験者が集まり、悩みや感情を共有し、お互いに支え合う自助グループ[※]や、被害者の支援者によるサポートグループ[※]も、被害者の精神的回復に効果的です。自助グループ[※]、サポートグループ[※]の育成や、活動の長期的な支援、啓発講座の実施等、被害者の心理的回復のための取組を進めるとともに、引き続き関係機関が協力・連携しながら被害者の心身の回復に向けた支援に取り組む必要があります。

＜施策＞

【施策 1】 公的機関、保健・医療機関との連携・継続的な心身のケアの充実

①（関係機関との連携による継続的な心理的ケアを行う体制の充実）

公的機関、保健・医療機関との連携を深め、PTSD（Post-Traumatic Stress Disorder：心的外傷後ストレス障害）等による精神的ダメージや自己肯定感回復のための継続的な心理的ケアを行える体制の充実に、引き続き取り組みます。医学的なカウンセリングが必要と思われる被害者には、医療機関の情報提供を行います。

【施策 2】 フェミニストカウンセリング事業の整備

①（フェミニストカウンセリング事業の整備と充実）

フェミニストカウンセリング*事業の充実と、カウンセリングについて公的機関、医療機関、民間支援団体との広域連携による支援体制の充実に取り組みます。

◎【施策 3】 自助グループ、サポートグループの活動支援と安心できる居場所づくりのための支援

①（被害者の心理的回復のための事業や自助グループ、サポートグループの活動支援）

民間支援団体や男女共同参画センター等と連携し、母子の心の回復プログラムを含む、被害者の心理的回復のための事業を実施します。

また、自助グループ*、サポートグループ*の活動支援に取り組みます。

②（関係機関との連携による安心できる居場所づくりのための支援）

関係機関や民間支援団体、民生委員・児童委員、学校関係者等と連携し、男女共同参画センターやこども食堂等を通じて、被害者と同年代児童が安心できる居場所づくりの支援に取り組みます。

基本目標 10. 就労に向けた支援

現状と課題

被害者の自立を支援する上で、被害者に対する就労支援は極めて重要です。避難先のため住民票の記載がなされていないことや、心身の回復が十分でない等の状況での就職活動は厳しく、被害者には一層の支援が必要です。

今後も、平成 27（2015）年 4 月に設置の「伊丹市暮らし・相談サポートセンター」による生活困窮者自立支援制度等の活用や、公共職業安定所との連携により、被害者の状況に応じた助言や職業訓練、男女共同参画センター等で行われる就労支援事業等の情報提供を行うなど、きめ細やかな就労支援が必要です。

また、子どものいる被害者については、母子・父子自立のための支援制度の活用を積極的に推進するとともに、保育体制の充実を図る必要があります。

＜施策＞

【施策 1】 公共職業安定所・事業者等との連携によるきめ細やかな就労支援の推進

①（関係課や公共職業安定所等との連携による就労支援の推進）

生活困窮者支援制度担当課や公共職業安定所、男女共同参画センター等との連携により、被害者の情報管理に留意しつつ、状況に応じた助言や職業訓練制度の情報提供等、きめ細やかな就労支援の推進に取り組みます。

②（男女共同参画センター等との連携による講座参加への支援）

男女共同参画センターや関係機関との連携により、起業等の講座参加への支援に取り組みます。

【施策2】母子・父子自立のための支援制度の活用の推進と同伴児童の保育体制の充実

①（母子・父子自立のための支援制度の活用の推進）

関係課と連携し、ひとり親家庭の就業相談、母子及び父子自立支援プログラム策定事業、ひとり親家庭自立支援給付事業等の活用の推進に、引き続き取り組みます。

②（同伴児童の保育体制の充実）

就労支援の一環として、同伴児童の保育所優先入所や児童くらすの柔軟な入所対応について、引き続き取り組みます。

基本目標 1 1. 同伴児童等への支援

現状と課題

平成16年（2004年）4月に「児童虐待の防止等に関する法律」が改正され、被害者への暴力の目撃等、子どもへの心理的外傷を与える行為は虐待にあたることが明記されました。被害者の支援にあたり、同伴する子どもの心のケアや保育、就学は大変重要な課題です。

相談にあたっては、住民票の記載がない場合でも、居住している市町村において、保育所の入所及び小・中学校の転校手続きが可能であること、定期健診や予防接種も受けられること等、子どもの健やかな成長に必要な情報を提供しています。

DVは子どもにも様々な心身の症状を引き起こすことがあるため、継続的な心のケアが必要となる場合もあります。学校等と連携し、校内に配置されたスクールカウンセラーによる校内相談の活用のほか、要保護児童対策協議会、児童相談所、保健・医療機関との連携が必要です。

また、加害者による子どもの追跡や連れ去りの危険防止のため、保育所、幼稚園、児童くらす、学校における情報管理と子どもの安全確保の体制強化が必要です。

<施策>

【施策1】保育・就学等の行政サービスに関する支援体制の充実

①（同伴児童の保育・就学等の行政サービスに関する支援体制の充実）

住民票の記載がない場合でも、母子保健サービス、子育て支援サービス、就学等が可能な支援体制の充実に引き続き努めます。

②（同伴児童の情報管理の徹底）

子どもの転居先や居住地等の情報管理の徹底について、学校、幼稚園、保育施設等への周知を行います。

【施策2】子どもの心のケアに関する支援体制の充実

①（子どもの心のケアに関する校内の相談・サポート体制の充実）

学校での教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる校内相談体制の充実と継続的なサポート体制の充実に、引き続き取り組みます。

②（伊丹市要保護児童対策地域協議会等との連携による子どもの心のケアや成育環境への支援）

伊丹市要保護児童対策地域協議会、児童相談所、福祉事務所（家庭児童相談室）、保健・医療機関等、関係機関と連携し、子どもの心のケアや成育環境を整えるための継続的な支援を、引き続き行います。

基本方針Ⅳ DVを許さない社会づくり

～教育・啓発及び人材育成と連携強化、調査・研究の推進～

- 基本目標 12. 市民への啓発の推進
- 基本目標 13. 学校等における教育・啓発の推進
- 基本目標 14. 被害者支援に係わる人材の育成と資質の向上
- 基本目標 15. 関係機関との連携推進
- 基本目標 16. 民間支援団体との連携・協働の推進
- 基本目標 17. DVに関する調査研究の推進

基本目標 12. 市民への啓発の推進

現状と課題

「配偶者暴力防止法」の施行後、DVについての周知度は徐々に高まってはいますが、DVは家庭内の問題と捉える傾向や、その背景となっている固定的な性別役割分担の意識[※]は、依然として強く残っています。家庭・地域・職場において、DVに関する一層の啓発が求められます。

本市では、伊丹市男女共同参画計画の基本方針の一つに「女性への暴力をはじめとするあらゆる暴力を根絶する」を掲げ、女性への暴力防止に関する講座の実施、DV啓発リーフレットの作成及び配布、広報、パネル展等を通じた啓発等を行ってきました。また、民生委員・児童委員、保育関係者、学校関係者等を対象とする、DV防止セミナー等を実施してきました。

今後も、更に市民の一人ひとりが人権意識を高め、DVを中心に様々な暴力についての理解を深め、暴力の潜在化を防ぎ、これら暴力すべてを許さず、認めないという強い意識を持つことができるよう、きめ細やかな広報や啓発が求められます。

また、DVの被害者、加害者、傍観者にならないよう予防のための取組として、小学生、中学生、高校生、大学生等の若年層に対し、できるだけ早く知ってもらうための啓発が大切です。幼少時から、しつくと称した暴力や面前DV等が生じている望ましくない環境から子どもたちを守り、デートDV[※]や将来のDV等の力の支配による人間関係をなくすことが必要です。

加えて、市民が、地域や職場において、DVに気づき、早期に被害者を関係機関等につなぐ等適切な対応ができるよう、DVに関する啓発を推進することが必要です。

<施策>

◎【施策1】市民への啓発

①（市民対象のDV防止セミナーの実施）

DVについて理解し、被害者の相談機関への相談等を促すことができるよう、市民対象のDV防止セミナーを実施します。

②（DVに関する幅広い啓発と情報提供の充実）

広報やホームページ、人権啓発事業等の中で、DVに関する啓発を幅広く行うとともに、啓発リーフレットや相談案内カードの配置等を通じた情報提供の充実を更

に進めます。

③（図書や視聴覚資料の充実と国の運動期間と連動した啓発事業の実施）

DVやデートDV^{*}、虐待に関する図書や視聴覚資料の充実に努めるとともに、国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間と連動した啓発事業を広く実施していきます。

④（DVへの理解や関心を深める教育・啓発の推進）

非暴力プログラム^{*}等を活用した、DVへの理解や関心を深める教育・啓発を進めます。

⑤（保護者へのDVと児童虐待との関連についての情報提供とデートDV防止の啓発）

保護者に対し、家庭内に暴力がある環境で育つことが子どもへの虐待であることの情報提供を行うとともに、自分の子どもを被害者にも加害者にもしないという視点からのデートDV^{*}防止の啓発を広めていきます。

◎【施策2】企業、団体への啓発

①（啓発資料の整備と配布及び出前講座等の実施）

企業、各種機関、団体に適した、DV防止に関する啓発資料の収集、整備を進め、配付するとともに、DVの理解や、DV被害者の受入れ時の注意点に関する、出前講座等の実施に取り組みます。

◎【施策3】若年層への教育・啓発

①（デートDV防止に関する講座・啓発活動の実施）

男女共同参画センター等において、デートDV^{*}防止の講座を実施する等、若年層がデートDV^{*}の問題について考える機会を提供するとともに、デートDV^{*}防止等をテーマとした啓発活動等により、若者層への啓発を広めていきます。

基本目標13. 学校等における教育・啓発の推進

現状と課題

幼少年期から成人に至るまでの人権教育は、人格の形成に大きな影響を与えると同時に、人権尊重の精神を育てるために欠くことのできない教育です。なかでも学校における人権教育は人権尊重の精神を養う中心的役割を担うものです。

本市では教職員、生徒、児童、園児を対象に、その教育活動の中で男女平等のあり方について学ぶ機会を設け、男女共生教育の推進を図るとともに、男女共生教育に関する教材やハンドブック等を作成し、その活用を図っています。

今後、デートDV^{*}の予防も視野に入れながら、性教育や非暴力プログラム^{*}の学習の推進を更に図るとともに、小グループでの参加型プログラムを実施する等、効果的な研修や指導のあり方について研究を進めることが大切です。

<施策>

【施策1】人権教育の推進

①（児童・生徒の発達段階に応じた人権教育の推進）

児童・生徒の発達段階に応じた男女平等観、男女共同参画の見方・考え方を形成

し、自尊感情・自己肯定感を高める人権教育を推進していきます。

【施策2】性教育と非暴力に向けての教育等の推進

①（児童・生徒の発達段階に応じた性教育の実施）

児童・生徒の発達段階に応じた性教育を、引き続き実施していきます。

②（デートDVと非暴力を考える学びの機会の提供）

中学校・高等学校等において、デートDV*防止講座を実施する等、若年層へのDV・デートDV*やジェンダー、自尊感情・自己肯定感や、対等な関係の築き方についての学びを通じて、デートDV*と非暴力を考える機会の提供に取り組みます。

【施策3】教職員等への研修の充実

①（教職員、保育所職員等への研修・情報提供の実施）

学校・幼稚園の教職員、保育所等の職員を対象に、DVを含む人権研修や、被害者の安全対策・支援対策についての情報提供・情報交換の場の充実に取り組みます。

基本目標14. 被害者支援に関わる人材の育成と資質の向上

現状と課題

被害者の相談・保護等の支援に当たる職務関係者は、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を十分に踏まえ、被害者の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をした対応をしなければなりません。これまで国・県等が主催する、職務関係者や相談員らを対象としたDVに関する研修に参加したり、伊丹市DV被害者支援事業ネットワークの構成員等を対象に研修を実施し、適切な支援や二次的被害*の防止等に努めてきました。

今後も、相談員はもちろん、施設職員、民間支援団体等、様々な機関、団体の職員を含む支援者を対象に、知識や技術の習得の機会を設ける必要があります。また、これら相談に関わる職員のバーンアウト（燃え尽き）*や代理受傷*等の心身の健康被害への配慮も視野に入れながら、人材の育成をと資質の向上を図る必要があります。

<施策>

【施策1】職務関係者に対する研修の充実・強化

①（職務関係者や新任職員に対する研修の実施）

被害者支援に携わる職務関係者のほか、新規採用・新任職員に対し、DVや加害者の特性、被害者対応において配慮すべき点、加害者対応の留意点等についての研修を引き続き実施するとともに、資料の整備、配布及び活用の促進に努めます。

【施策2】相談員の技術向上研修の充実と相談員への支援体制の充実

①（相談員の専門性向上のための研修機会の確保）

相談員等の支援者の専門性とソーシャルワーク*能力を高めるため、研修派遣の機会の確保に努めます。

②（相談員のバーンアウト状態や代理受傷を防止するための研修機会の確保）

相談員等のバーンアウト（燃え尽き）*状態や代理受傷*を防止するため、引き続

き、県の「こころのケアセンター」等での研修派遣の機会の確保に努めます。

③ (スーパーバイズを受けられる体制の充実)

相談員のスーパービジョン※研修への派遣等、スーパーバイズを必要に応じて受けられる体制の充実に取り組みます。

④ (相談員を孤立させない安全な職場体制の充実)

相談員を孤立させず、安全を守る職場体制の充実に取り組みます。

【施策3】支援者の資質向上に向けたDV研修の実施

① (関係職員へのDV研修の実施)

伊丹市DV被害者支援事業ネットワークの構成員をはじめ、保健、医療、救急、学校等の関係職員に対し、DVや加害者の特性、被害者対応において配慮すべき点、加害者対応の留意点等についての研修の実施を、引き続き行います。

② (地域における被害者支援・啓発活動の団体、グループ、個人に関する情報収集と人材育成)

男女共同参画センターと連携し、地域において、被害者の支援や啓発活動に取り組む団体、グループ、個人についての情報収集や人材育成に取り組みます。

【施策4】加害者対応の徹底

① (加害者対応についての職員への周知徹底)

加害者対応について、徹底した秘密保持等、全職員が毅然と対応できるよう、職員への周知を引き続き徹底していきます。

基本目標15. 関係機関との連携推進

現状と課題

被害者の保護及び支援を円滑に実施するためには、被害者支援に関わる関係機関、民間団体が共通認識を持ち、相談、保護、自立支援のそれぞれの段階において、緊密に連携し取組を進める必要があります。

「伊丹市DV被害者支援事業ネットワーク」では、情報交換や協議を通じて情報の共有化を図るとともに、職務関係者が共通認識の下で適切な対応ができるように、DV防止マニュアルの作成やDV支援に関する協力・連携体制の強化を図っています。

今後も、更にネットワークを充実させ、構成員の拡充や取り組みの強化を図る一方、市内のみならず、県や他市等も含めた広域連携体制の構築を目指した調整を図る必要があります。また、国、県等のDV対策に関する情報収集を積極的に行い、随時、マニュアルやフローチャートの改定、施策の方向性の確認を行っていくことが大切です。

<施策>

◎【施策1】相談機関相互の連携強化

① (相談機関の担当者同士の関係づくりによる連携強化)

引き続き、相談機関の担当者同士が顔の見える関係づくりに努めます。

【施策2】伊丹市DV被害者支援事業ネットワークの充実

①（事例検討等による伊丹市DV被害者支援事業ネットワークの連携体制の充実・強化）

伊丹市DV被害者支援事業ネットワーク会議を開催し、事例検討等を通じて、関係機関において課題に対応していく体制を、充実・強化していきます。

②（法令等の改正に対応した関係マニュアルや啓発リーフレットの改定・周知）

法令等の改正に対応し、DV防止マニュアルや、啓発リーフレットの随時改定・周知を行います。

【施策3】広域関係機関との連携強化

①（県等への働きかけや会議への参加、情報共有等による広域関係機関との連携強化）

被害者の一時保護施策や自立支援策の充実のため、広域的な連携・支援が円滑に行えるよう、県への働きかけや婦人相談員連絡協議会への参加、情報共有等、広域関係機関との連携強化に努めます。

基本目標16. 民間支援団体との連携・協働の推進

現状と課題

民間支援団体は、「配偶者暴力防止法」の施行前から、DVに関する相談や被害者の保護、自立に向けた支援、啓発や実態調査等について先行した活動を展開してきました。現在も、多くの民間支援団体が、被害者の視点に立った活動で自立を支えています。DVの防止と被害者の保護・自立支援対策を推進し、被害者個々の事情に応じたきめ細やかな対応を確保するためには、行政がその役割を果たすとともに、これらの民間支援団体との連携と協働が不可欠といえます。

本市では、これまでも相談事業として、民間支援団体のノウハウや専門技術を活用してきましたが、今後は更に多くの場面で連携を強化することが必要です。また、被害者の多様なニーズに対応するためには、行政と民間が相互に補完し合えるよう、支援体制の構築が求められます。伊丹市DV被害者支援事業ネットワークや、市が行う研修会に、民間支援団体の参加を呼びかけることも必要です。

<施策>

【施策1】民間支援団体との連携・協働の強化と充実

①（民間支援団体との研修会の実施や情報・意見交換による連携の強化）

民間支援団体の専門的知見を活用した研修会の実施や、情報・意見交換等、引き続き、民間支援団体との連携の強化に努めます。

【施策2】民間支援団体に対する支援

①（民間支援団体の活動への支援に関する情報収集や働きかけの実施）

柔軟で機動的な被害者支援を行うための民間支援団体の活動への支援について、情報収集や県等への働きかけに取り組みます。

基本目標 17. DVに関する調査研究の推進

現状と課題

本市では、「男女共同参画に関する市民意識調査」において、DVに関する調査を実施してきましたが、今後も、DV被害の実態調査や個別の事例検討から、複雑化するDVの実態と支援状況について事例検討を重ね、関係課の役割の確認、被害者の個々の状況に応じた支援モデルの検討を引き続き実施します。また、面会交流*や加害者更生のための施策は、重要な施策の一つですが、県による提案の検討や国においても検討の段階であることを踏まえて、DV被害者や子どもへの影響と、よりよい支援のあり方を更に研究する必要があります。

<施策>

【施策1】男女共同参画に関する意識調査でのDV調査の充実

① (DVに関する調査の実施と施策・課題の検討)

男女共同参画に関する市民意識調査で、DV対策に必要な調査を計画的に行うとともに、国や民間支援団体等が実施する調査結果や、被害者・支援者への聞き取り調査により、被害の実態や施策が抱える課題の把握、今後の施策への反映に、引き続き取り組み、DVを防ぐための課題を検討します。

【施策2】DVに関する事例検討の実施

① (関係機関によるDVに関する事例検討の実施)

困難事例について、伊丹市DV被害者支援事業ネットワークや関係機関による事例検討を行い、参考とすべき点を、今後の対応や研修資料に反映します。

【施策3】国・県等のDVに関する情報の収集

① (安全・安心な面会交流の実現に向けての情報収集と方法の検討)

身の安全が保証される面会場所の設置や民間の面会交流*支援等について、県や関係機関と連携し、情報収集と、安全・安心な面会交流*の実現に向けての方法を検討していきます。

② (ハーグ条約に関する情報収集と情報提供の準備)

国境を越えた子どもの不法な連れ去りや留置から、子どもを元の居住国に返還する手続き等について定めた、ハーグ条約*の対応についての情報収集と情報提供の準備に、引き続き取り組みます。

③ (加害者更生のための施策についての情報収集)

国等による加害者更生のための施策の検討状況や動向を把握し、加害者更生プログラム*の情報収集により、今後の支援の検討にいかします。

資料編

<資料①>用語解説（50音順）

用語	解説
(か行)	
加害者更生プログラム	暴力をふるってしまう暴力加害者のために、自分のDV行動に気づき、暴力を使わない関係性をつくるためのプログラム。
苦情処理	行政上の事項について不満をもつ関係者からの苦情の申し出を、当該事項を所掌する機関又は他の行政機関において受け付け、行政不服審査などとは異なる簡易、迅速・柔軟な方法で処理すること。
(さ行)	
サポートグループ	同じ悩みをもつ人同士が集まって、お互いに支え合い、それぞれの問題解決を図り、健康を取り戻し、維持することを目的とするグループ的相談。
自助グループ	同様の困難や問題、悩みを抱えている当事者同士が、支え合い回復を目指す集団。
スーパービジョン	専門的な対人援助を行う場合に、スーパーバイザー（経験の浅いワーカー）がスーパーバイザーから受ける、専門職としての資質向上のための専門的援助過程。
ステップハウス	一時入居住宅のこと。自立意欲がありながら住まいを確保できない被害者に対し、恒久住宅へ移行するまで一時的に提供する住宅。
性的マイノリティ (性的指向と性自認)	<p>性は多様であり、身体の性（生物学的な性）、心の性（性自認）、社会的な性、恋愛対象（性的指向）等様々であるが、身体の性と心の性が一致しており、恋愛対象（性的指向）が異性であるという人が多数者であることに対し、そうではない人々は、性的マイノリティ（性的少数者、セクシュアルマイノリティ）とされている。</p> <p>法務省のホームページによると、「性的指向」とは、人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念を言い、「性自認」とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念を言う。</p> <p>なお、性的指向及び性自認に関して、いわゆるLGBTなどと呼ばれることがあるが、それらは、一般的に次のことを指す。 L：女性の同性愛者（Lesbian：レズビアン） G：男性の同性愛者（Gay：ゲイ） B：両性愛者（Bisexual：バイセクシャル） T：こころの性とからだの性との不一致（Transgender：トランスジェンダー）</p> <p>また、「性的指向」（Sexual Orientation）と「性自認」（Gender Identity）の概念に着目し、頭文字を取った「SOGI」という総称が使用されることもある。</p>
ソーシャルワーク	さまざまな社会福祉制度・政策上において専門的な技術・知識を相互活用し、クライアントを援助するための技術。
(た行)	
代理受傷	被害者から深刻な被害状況等を数多く聞くうちに、自らも同様の心理状態に陥ること。
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。
固定的な性別役割分担の意識	<p>男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。</p> <p>「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例。</p>
デートDV	親密な関係にある婚姻関係にない恋人間に起こるDVのこと。

用語		解説
(な行)	二次的被害	配偶者等からの暴力により心身ともに傷ついた被害者が、保護、捜査、裁判等の過程において、DVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない職務関係者等の不適切な対応により、さらに傷つくこと。
(は行)	バーンアウト	心身のエネルギーが尽き果てること。職務に没頭していた人が慢性的で絶え間ないストレスが持続すると、意欲をなくし、社会的に機能しなくなってしまう症状。
	ハーグ条約 (及びハーグ条約実施法)	正式名は「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」。同条約の国内実施法として、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成25年法律第48号）」（ハーグ条約実施法）があり、国境を越えた子の不法な連れ去り等がされた場合において、その子を元の居住国に迅速に返還することを定めた同条約を的確に実施するため、日本国の中央当局の役割や裁判所における手続き等が定められている。平成26年4月1日から施行。
	P D C A サイクル	Plan（計画）→Do（実施）→Check（点検・評価）→Action（改善）のプロセスを順に実施することにより、継続的な改善につなげていく手法。
	非暴力プログラム	対人関係において、危機的な状況が発生しても暴力を用いず、かつ相手にも暴力を使わずに問題解決を図ることができる力を身につけるプログラム。
	フェミニストカウンセリング	女性の心理的問題には、「社会的性別」（ジェンダー）に基づく差別、固定的役割分担意識、偏見等が背景にあるという認識のもとに行われる、主に女性を対象としたカウンセリング。
	婦人相談員	売春防止法に基づき、都道府県知事又は市長の委嘱を受け、要保護女子等の発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行う相談員。配偶者暴力防止法により、配偶者等からの暴力の被害者の相談に応じ、必要な指導を行うこともできる。
	法テラス	法律による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現するため、総合法律支援法に基づき、独立行政法人の枠組みに従って設立された法人「日本司法支援センター」の通称。
	保護命令	配偶者等からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者等からの身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者等に対して発する命令。(1)被害者への接近禁止命令、(2)被害者への電話等禁止命令、(3)被害者の同居の子への接近禁止命令、(4)被害者の親族等への接近禁止命令、(5)被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令、の5つの類型がある。また、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を受けた被害者についても保護命令の制度の対象となった。
(ま行)	民間シェルター	民間団体によって運営される被害者が一時的に避難できる施設。被害者の一時保護だけに止まらず、相談への対応、被害者の自立に向けたサポートなど、被害者に対する様々な援助を行っている。また、配偶者暴力相談支援センターから委託を受けて被害者を一時保護する場合もある。
	面会交流	離婚後または別居中に子どもを養育、監護していない方の親が子どもと面会等を行なうこと。 平成24年4月1日から施行された改正後の民法第766条では、父母が協議上の離婚をするときに協議で定める「子の監護について必要な事項」の具体例として「父又は母と子との面会及びその他の交流」（面会交流）が明示された。
(ら行)	リベンジポルノ	別れた恋人や配偶者に対する報復として、交際時に撮影した相手方のわいせつな写真や映像を、インターネットなどで不特定多数に配布・公開する嫌がらせ行為及びその画像・動画をいう。

＜資料②＞配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：令和元年六月二十六日号外法律第四十六号

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」に

は、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施

に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 （配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近を徘徊してはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近を徘徊してはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞（しゆう）を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者とその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者とその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近を徘徊してはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近を徘徊してはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。（管轄裁判所）
- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知らぬときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）
- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかなる事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令も取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効

力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第四条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とす

るこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一日法律第一一三号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第三条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正）

2 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

3 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

三 〔略〕

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に

に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月二六日法律第四六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日
- 二・三 〔略〕

(その他の経過措置の政令への委任)

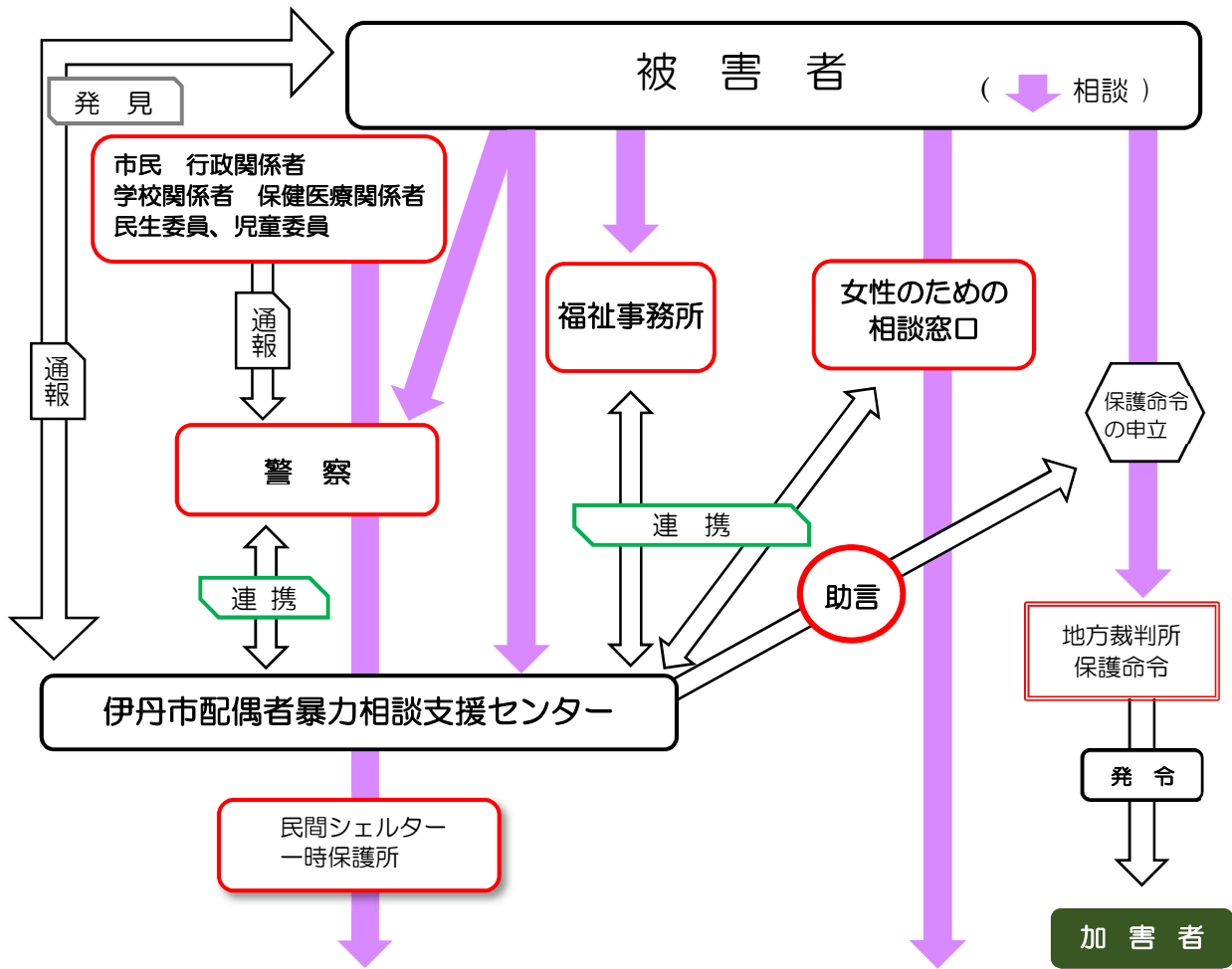
第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔検討等〕

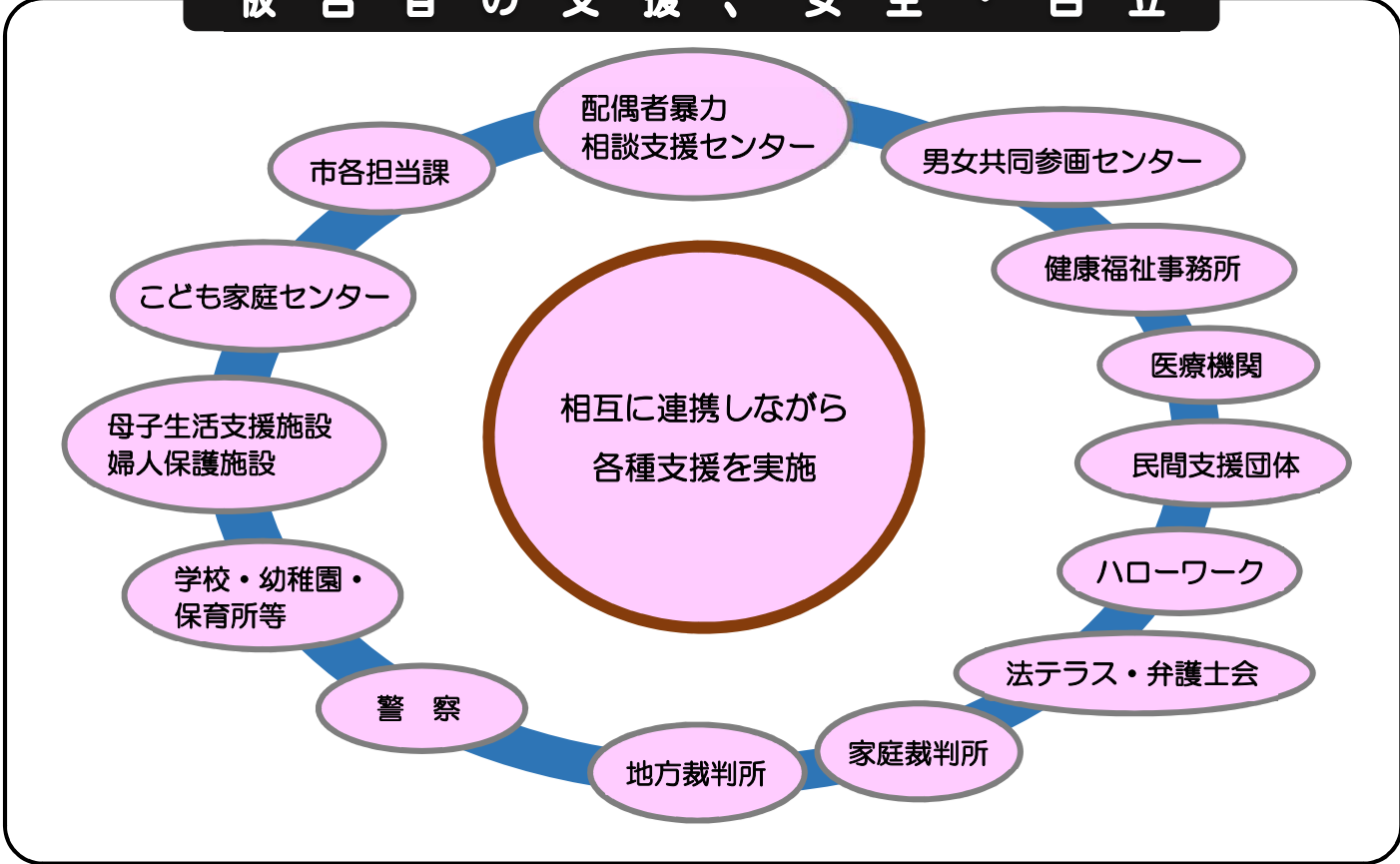
第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

<資料③> DV被害者の相談・支援等の流れ（フローチャート）



被害者の支援、安全・自立



〔 問い合わせ 〕

伊丹市 市民自治部 共生推進室
同和・人権推進課

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1-1

TEL 072-784-8146

FAX 072-780-3519

E-mail dowajinken@city.itami.lg.jp

31市107-1-099A4